

令和9年度東京都立小石川中等教育学校生徒募集要項

第1 日程

	特別枠募集	一般枠募集
出 願 受 付	インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、特定記録郵便（下記書類提出期間に本郷郵便局に必着（郵便局留））により受け付ける。 〔入力期間〕 令和8年12月17日（木）から令和9年1月18日（月）午後5時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。 〔書類提出期間〕 令和9年1月8日（金）から1月18日（月）まで ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を本校へ指定の方法で提出する期間のことである。	
検 査	令和9年2月1日（月）	令和9年2月3日（水）
発 表	令和9年2月2日（火） 午前9時 校内の掲示及び合否照会サイト上で発表	令和9年2月9日（火） 午前9時 校内の掲示及び合否照会サイト上で発表
入 学 手 続	令和9年2月2日（火） 午前9時から午後1時まで	令和9年2月9日（火） 午前9時から午後3時まで 令和9年2月10日（水） 午前9時から正午まで

第2 募集人員

「令和9年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第3 特別枠募集

第3-1 応募資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、(5)、(6)のどちらかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和9年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 令和9年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者

- (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和9年3月に修了する見込みの者
- (4) 令和9年3月31日までに、外国に所在する学校において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に出生した者
- (5) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本要項において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。
- ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者
- イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
- ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
- エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者
- オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者
- なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）又は令和8年熊本地震（令和8年7月28日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長は具申書（様式12）を提出すること。
- (6) 応募資格の審査を受け、承認を得た者

第3-2 応募基準

上記応募資格を満たし、かつ、次に定める応募基準を満たす者（応募基準を満たしていることの確認を受け、承認を得た者）

項目	卓越した能力の分野及び資格等
自然科学分野の全国的なコンクール等に入賞し、入学後もその能力の伸長に努めることができる者	全国科学コンクールで上位入賞した者 ＜例＞（50音順） ・自然科学観察コンクール（文部科学省後援） ・全国学芸サイエンスコンクール 理科自由研究部門（文部科学省後援） ・全国小・中学生作品コンクール 理科部門（文部科学省後援） ・全日本学生児童発明くふう展（文部科学省後援）等

なお、応募基準を満たしていることの確認については、出願前に本校に問い合わせること。

第3-3 出願

第3-3-1 志願者の手続

志願者は、本校に限り、特別枠募集と一般枠募集の両方に出願することができる。ただし、特別枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検することはできない。

なお、本校の特別枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合は、報告書（「理由書」等を含む。）及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は特別枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

第3-3-2 出願書類

- (1) 入学願書（出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。）
- (2) 報告書（本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。）
- (3) 応募資格審査関係書類（応募資格審査が必要な場合）
- (4) 入学考査料 2,200円

（出願サイト上での決済による納付とする。ただし、インターネットを活用した出願をすることができない者は、所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出する。）

- (5) 志願理由書（参考様式1）
- (6) 活動実績報告書（参考様式2）
- (7) 卓越した能力を証明する書類等
（応募基準を満たしていることを証明できる書類 ①及び②）

- ① コンクール授賞の証明書又は賞状等の写し
- ② 受賞作品の内容が確認できる作品の写し等

※ 大規模な作品等、写しの作成や郵送が困難な場合は、出願前に本校に相談すること。提出方法について、別途指示する。

※ 本校より、①、②の原本の提出を求める場合がある。

第3-4 検査等の方法

第3-4-1 検査時間割

	開始時刻～終了時刻
集合	午前 9時00分
作文	午前 9時30分～午前10時15分
面接	午前10時30分～

第3-4-2 検査内容

- (1) 作文 卓越した分野の能力や志望の動機、意欲等を文章により表現する力をみる。
- (2) 面接 卓越した分野の能力や志望の動機、意欲等を総合的にみる。

第3-5 総合成績の算出方法

第3-5-1 報告書点の取り扱い

「各教科の学習の記録」について本要項第5「別表」に基づいて点数化し、報告書点とする

各教科の学習の記録（5年）		各教科の学習の記録（6年）	
225点	+	225点	= 450点

第3-5-2 総合成績の算出方法

報告書点	作文点	面接点
450点		
↓	↓	↓
100点（換算後）	400点	500点
+	+	= 1000点（総合成績）

第3-6 合格候補者の決定

本校校長は、次により合格候補者を適切に決定する。

- (1) 特別枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを特別枠募集における合格候補者とする。
- (2) 本校の特別枠募集における合格候補者の人員は、本校があらかじめ定めた特別枠募集における募集人員を超えることはない。
- (3) 特別枠募集における入学者の決定においては、本校校長があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者の人員が募集人員に満たない場合がある。

第3-7 入学手続

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出し、入学手続を行う。入学手続期間内に入学意思確認書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議の上、決定する。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式10)を交付する。

第4 一般枠募集

第4－1 応募資格

本要項第3－1による。

第4－2 出願

第4－2－1 志願者の手続

本要項第3－3－1による。

第4－2－2 出願書類

- (1) 入学願書（出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。）
- (2) 報告書（本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。）
- (3) 応募資格審査関係書類（応募資格審査が必要な場合）
- (4) 入学考査料 2, 200円

（出願サイト上での決済による納付とする。ただし、インターネットを活用した出願をすることができない者は、所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出する。

第4－3 検査等の方法

第4－3－1 検査時間割

	開始時刻～終了時刻
集合	午前 8時30分
適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分
適性検査Ⅱ	午前10時15分～午前11時00分
適性検査Ⅲ	午前11時30分～午後 0時15分

第4－3－2 検査内容

適性検査により思考力や判断力、表現力等、小学校での教育で身に付けた総合的な力をみる。

(1) 適性検査Ⅰ（共同作成問題）

文章の内容を的確に読み取ったり、自分の考えを論理的かつ適切に表現したりする力をみる。

(2) 適性検査Ⅱ（大問1及び大問3は共同作成問題、大問2は独自問題）

資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。

(3) 適性検査Ⅲ（独自問題）

身近な事象を通して、分析力や思考力、判断力などを生かして、課題を総合的に解決できる力をみる。

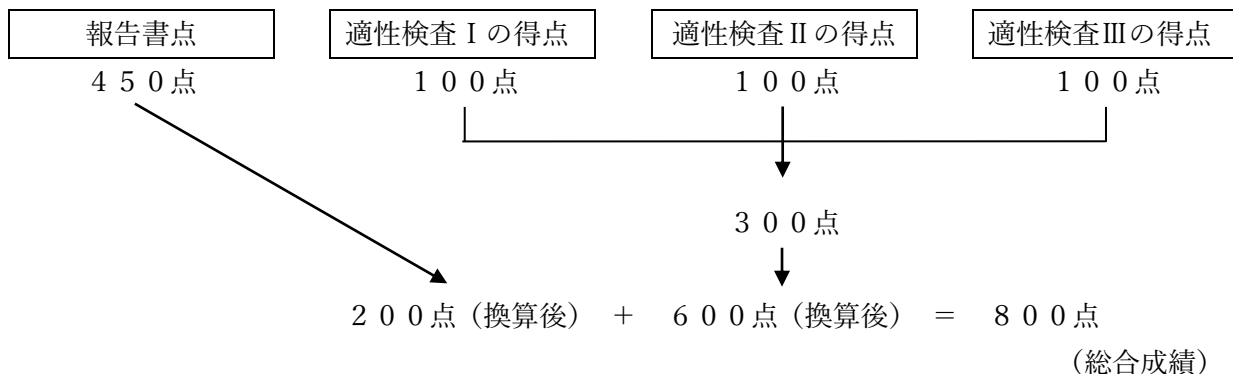
第4-4 総合成績の算出方法

第4-4-1 報告書点の取り扱い

「各教科の学習の記録」について本要項第5「別表」に基づいて点数化し、報告書点とする

各教科の学習の記録（5年）		各教科の学習の記録（6年）	
225点	+	225点	= 450点

第4-4-2 総合成績の算出方法



第4-5 合格候補者の決定

実施要綱第1-6-3による。

本校校長は、(1) から (3) までにより合格候補者を適切に決定する。

- (1) 本校校長は、募集人員から特別枠募集における入学手続人員及びインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査の募集人員を減じた人員を、本校の一般枠募集における募集人員とする。
- (2) 一般枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定方法により総合成績の順に決定し、これを本校の一般枠募集における合格候補者とする。
- (3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第4-6 入学手続

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出し、入学手続を行う。入学手続期間内に入学意思確認書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当と協議の上、決定する。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式10)を交付する。

第5 報告書点の算出方法

「各教科の学習の記録」評定（3、2、1）それぞれについて、次の「別表」に基づいて点数化し、報告書点とする。なお、「総合的な学習の時間の記録」等のその他の欄については点数化しない。報告書の満点は、450点である。

別表

学年	5 年			6 年		
評定	3	2	1	3	2	1
国 語	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
社 会	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
算 数	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
理 科	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
音 楽	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
図画工作	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
家 庭	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
体 育	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
外国語活動	2 5	2 0	5	2 5	2 0	5
学年毎の満点	2 2 5			2 2 5		
報告書点の満点	4 5 0					

第6 その他

実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。